

⑦尿検査の結果報告書について

Q1. 尿検体を提出したが、尿一次検査未提出者一覧表に名前が記載されており、更に不能理由として「尿なし・尿量不足・検体なし」と記載があった。理由を詳しく知りたい。

A1. 検査不能理由の意味を以下に示します。

尿なし：採尿容器は提出されていたが、中に尿が入っていなかった

尿量不足：提出された容器中の尿の量が少なく、検査する事が出来なかった

検体なし：検体提出用小袋のみが提出され、採尿容器が入っていなかった

ご確認の上、次回の検体回収日に再提出してください。

Q2. 尿検体を提出したが、尿一次検査未提出者一覧表に名前が記載されており、尿なし・尿量不足・検体なし等の理由で検査が出来なかった。改めて尿一次検査を受けたいが、どうすれば良いか。

A2. お手元にある未使用の採尿容器にペンで施設名や氏名等を記入した上で尿を採取し、検体提出用小袋に再検査を希望する者に関する必要事項を直接記入して、検体回収日（尿一次検査・尿二次検査どちらの回収日でも可）に提出してください。



財団中学校
財団太郎

必要尿量の目安：
容器の肩まで
入れてください。

折りまげてください

尿 検 査 第 1 次

提出日： 月 日

学 校 名			
施設名			
学年・組	番 号	性 別	
氏 名		男	女

① 名前シールを直線の中に入れてください。
名前シールを無くされた場合は、ボールペンまたは鉛筆で必要事項を記入してください。
② 名前シール(赤)は容器に貼ってください。
③ 名前シール(赤)を無くされた場合は、容器には何も貼らずに提出してください。
④ 検体提出用的小袋を握りしめて、尿の中に入れて尿を貯めずと棄棄にはいります。尿尿後は必ず手をしっかりと洗ってください。
公益財団法人ちば県民健康予防財団

①施設名 ②学年 ③組
④氏名※ ⑤性別 を
必ず記入してください。

※氏名が記入されていない場合、
採尿者が特定出来ないため検査
しません。ご注意ください。

Q3. 尿一次検査未提出者一覧表に、尿検体を提出した生徒または職員の名前が検査不能ではないのに記載されているが、なぜか。

A3. 次のような場合には、尿検体を提出したにも関わらず、尿一次検査未提出者一覧表に名前が記載されます。

○名前シールを紛失した受診者が検体提出用小袋に記入した氏名がインターネット等で提出された名簿と異なる表記だった場合（例：名簿は漢字で検体は平仮名）、同一人物が氏名の表記が異なる別人として検査システムに登録されるため、事前に提出された名簿に入力されている該当者が尿一次検査未提出者一覧表に記載されます。

→ 検査部 一般検査課 尿検査室までご連絡ください(TEL：043-246-8658)。

ご連絡の前に検体提出用小袋にどの様に氏名等を記入したのか、提出者に確認してください。

→ 次回の検体回収日に再提出してください。

→ 検体を提出していないのに尿一次検査未提出者一覧表に記載されていない人がいるか確認してください。

A4. 尿定性検査で全て（一）であっても、尿沈渣検査の結果に異常があると判定が要精検となります。

赤血球は 5-9/HPF 以上、白血球は 10-19/HPF 以上、円柱は 1/WF 以上のいずれかで「要精検」となります。

[illegible]

注3 のその他に関しては、種類に関わらず判定には影響しません。

A5. 以下の説明文をお読みいただき、ご不明な点がございましたら検査部 一般検査課
尿検査室までお電話ください(TEL : 043-246-8658)。

1. 尿一次検査未提出者一覧表は学年および組ごとに印刷され、番号順に表示されます。発行日の前日に検査した時点の結果が反映されます。
2. 尿検体を提出していない受診者の氏名が未提出者名に表示されます(図中①)。
3. 提出された尿検体に不具合があった場合、検査不能者名に再提出の必要な受診者の氏名が表示されます。不能理由として、以下の点が挙げられます(図中②)。

尿なし	採尿容器は提出されていたが、中に尿が入っていなかった
尿量不足	提出された容器中の尿の量が少なく、検査する事が出来なかった
検体なし	検体提出用小袋のみが提出され、採尿容器が入っていなかった

※転出も検査不能として、尿一次検査未提出者一覧表に表示されます。ご了承ください。

A6. 以下の説明文をお読みいただき、ご不明な点がございましたら検査部 一般検査課
尿検査室までお電話ください(TEL : 043-246-8658)。

1. 尿二次対象者一覧表は学校単位で印刷され、学年・組および番号順に表示されます。
発行日の前日に検体を提出した人の結果が反映されます。
2. 尿一次検査の検体を提出した受診者のうち、蛋白・糖・潜血のいずれかが（＋）以上となった人の結果が表示されます（図中①）。
3. 千葉市教育委員会に属する学校の場合
インターネット等で提出した名簿の経過観察の欄に“1”を入力した生徒は、蛋白・糖・潜血が全て（－）でも、自動的に尿二次検査の対象となり、備考の欄に「経過観察中」と表示されます（図中②）。

4. 尿二次対象者一覧表に記載されている受診者には、尿二次検査用の名前シールが同封されます。(シール(大)に尿二と印字されています)

Q7. 尿一次検査結果表の見方について

A7. 以下の説明文をお読みいただき、ご不明な点がございましたら検査部 一般検査課 尿検査室までお電話ください(TEL : 043-246-8658)。

尿一次検査結果表

○年△月×日発行

千葉市立財団中学校

1 年

組

番号	氏 名	性別	検査日	検査結果			判定	備 考	番号	氏 名	性別	検査日	検査結果			判定	備 考
				蛋白	糖	潜血							蛋白	糖	潜血		
1	財団太郎	男	4/10	+	-	-	要二次検査		23	財団花子	女	4/25	-	-	-		
2	財団太郎	男	4/10	-	-	-			24	財団花子	女	4/25	-	-	-		
3	財団太郎	男	4/25	-	-	-		25	財団太郎	男							
4	財団花子	女	4/25	-	-	-		26	財団太郎	男							
5	財団花子	女	4/25	-	-	-		27	財団太郎	男							
6	財団太郎	男	4/25	-	-	-		28	財団花子	女	4/10	-	-	-			
7	財団花子	女	4/10	-	-	-		29	財団花子	女	4/10	-	-	-			
8	財団太郎	男	4/10	-	-	-		30	財団太郎	男	4/10	-	-	-			
9	財団太郎	男	4/25	-	-	-		31	財団太郎	男	4/10	-	-	-			
10	財団太郎	男	4/25	-	-	-		32	財団花子	女	4/10	-	-	-			
11	財団太郎	男	4/10	-	-	-		33	財団花子	女							
12	財団太郎	男	4/10	-	-	-		34	財団太郎	男	4/10	-	-	-			
13	財団太郎	男	4/10	-	-	-		35	財団太郎	男	4/10	-	-	-			
14	財団太郎	男	4/10	-	-	-		36	財団太郎	男	4/25	-	-	-			
15	財団太郎	男	4/10	-	-	-		37	財団太郎	男	4/25	-	-	-			
16	財団花子	女	4/10	-	-	-		38	財団花子	女	4/10	-	-	-			
17	財団花子	女	4/10	-	-	-		39	財団太郎	男	4/10	-	-	-			
18	財団花子	女	4/10	-	-	-		40	財団太郎	男	4/10	-	-	-	経過観察中		
19	財団太郎	男	4/10	-	-	-		41									
20	財団太郎	男	4/10	-	-	-		42	財団太郎	男							
21	財団花子	女	4/10	-	-	-		43	財団太郎	男							
22	財団太郎	男	4/10	-	+	-	要二次検査		44	財団花子	女	4/25	-	-	-		

	受検者数	陽性者	蛋白	糖	潜血
男	22	2	1	1	0
女	14	1	0	0	1
計	36	3	1	1	1

公益財団法人 ちば県民保健予防財団

- 尿一次検査結果表は学年および組ごとに印刷され、番号順に表示されます。
 - 追加名簿に記載された受診者の結果は、追加した組の1番最後に表示されます。
 - 変更名簿に学年または組の変更を記載された受診者の結果は、変更後の組の1番最後に表示されます。
- 備考の欄には、検査不能となった理由（転出も含む）が表示されます（図中①）。
- 尿一次検査の結果、蛋白・糖・潜血のいずれかが（+）以上となった場合、判定の欄に要二次検査と表示されます（図中②）。異常を認めない（蛋白・糖・潜血が全て（-））場合、判定の欄は空欄となります。

※千葉市教育委員会に属する学校の場合、インターネット等で提出した名簿の経過観察の欄に“1”を入力した生徒は、検査結果に関わらず判定の欄に経過観察中と表示されます（図中③）。

A8. 以下の説明文をお読みいただき、ご不明な点がございましたら検査部 一般検査課
尿検査室までお電話ください(TEL : 043-246-8658)。

1. 尿二次検査結果表は学校単位で印刷され、学年・組および番号順に表示されます。
発行日の前日に検査した時点の結果が反映されます。
2. 尿二次検査の検体を提出した場合、尿一次検査の定性結果（図中①）の下に尿二次検査の定性結果、右側に尿沈渣結果が表示されます（図中②）。定性結果は（－）・（±）・（＋）・（2＋）・（3＋）の5段階で表示されます。
未提出の場合は、尿一次検査の結果のみ表示されます（図中③）。次の回収日には、尿二次対象者一覧表に記載されている受診者と尿二次検査の未提出者の検体を提出してください。
3. 尿二次検査結果に異常を認めない場合、判定の欄は空欄となります（図中④）。
4. 尿二次検査結果が要精密検査（要精検）となる判定基準は、表の下の注1に示す「試験紙法で（＋）以上、または尿沈渣で赤血球数が5/HPF以上・白血球数が10/HPF以上・円柱が1/WF以上」のいずれかを満たした場合です（図中⑤）。

※令和2年度より、千葉市教育委員会に属する学校以外は、試験紙法で糖の（±）も要精検となります。

5. 尿二次検査の結果、精密検査が必要となった受診者は判定の欄に要精検と表示されます（図中⑥）。該当者には精検用紙が同封されます。氏名が文字化けしている場合、財団からご連絡する可能性があります。

※千葉市教育委員会に属する学校の生徒で、かつ経過観察の場合、尿二次検査の検体を提出すると検査結果に関わらず判定の欄に経過観察中と表示されます（図中⑦）。腎疾患経過観察手帳は同封されません。

※千葉市教育委員会や県立の学校の生徒以外で、判定が要精検となった場合、各個人で病院を受診してください。病院はかかり付けの病院や最寄りの病院で構いません。その際に、精検用紙を必ず病院へ持参していただきますよう、お願い致します。尿検査精密（三次）検診連絡票と尿糖検査精密（三次）検診連絡票は複写となっています。病院を受診後、3枚目の【判定委員会もしくは受託機関用】を財団まで送付していただけると幸いです。

〒261-0002

千葉市美浜区新港 32 番地 14

ちば県民保健予防財団 健診事業部 学校渉外課 宛

※千葉市教育委員会に属する学校の生徒で判定が糖以外で「要精検」となった場合、対象者の名前で腎疾患経過観察手帳が送付されます。精検の際に、腎疾患経過観察手帳を必ず財団へ持参していただきますよう、よろしくお願い致します。

Q9. 県立の学校の生徒で判定が「要精検」となったものの、精密検査を受けない場合、どうしたら良いか。

A9. 財団への連絡は特に必要ありません。尿検査第三次（精密）検診診断票は個人で病院等を受診する際に使用してください。既に病院にかかっている場合、受診者から養護教諭に伝えてください。

Q10. 全員の尿検査結果はいつ頃わかるか。

A10. 最終の検体回収日の検査終了後、最終報告として尿検体を提出した全員の尿一次検査結果表と尿二次検査結果表を発行し、送付致します。

Q11. 尿三次精密検査の腎疾患経過観察手帳・尿検査第三次（精密）検診診断票・尿検査精密（三次）検診連絡票・学校生活管理指導表等の再発行について問合せしたい。

A11. 健診事業部 学校渉外課までお電話ください（TEL：043-246-0265）。